

証券コード 1795
2022年12月7日

株 主 各 位

東京都江東区佐賀一丁目9番14号
株 式 会 社 マ サ ル
代表取締役社長 勝 又 健

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご出席は極力お控えくださいますようお願い申しあげます。**なお、事前に議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区佐賀一丁目9番14号
マサル本社ビル2階

3. 目的事項

報告事項

- 第67期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第67期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件

以 上

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.masaru-co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

≪議決権行使方法についてのご案内≫

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、4頁及び5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2022年12月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

[当日ご出席される場合]

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時：2022年12月23日（金曜日）午前10時

[複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い]

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

《新型コロナウイルス感染症対策への対応について》

【株主様へのお願い】

- ・株主様には可能な限り事前に議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・ご出席を検討されている株主様は、株主総会開催時点の状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご心配やご不安がある場合には、ご来場を見合わせることをご検討ください。
- ・株主総会にご来場される株主様は、マスク着用などの感染予防対策をお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・会場受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。ご入場前の手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ・受付において検温を実施いたします。なお、発熱や咳などの症状がみられる株主様に対しては、入場のお断りや退場をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。
- ・会場の座席は通常より間隔を広げて設置いたします。座席数に限りがございますので、満席の際は入場をお断りする場合がございます。
- ・本株主総会においては、開催時間を短縮する観点から、報告事項等の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・株主総会にご出席された株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・役員及び株主総会の会場スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスクを着用し対応させていただきます。

なお、今後の状況変化により、上記対応を変更する場合がございます。その際は、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.masaru-co.jp/>）にて変更事項の案内をさせていただきます。

何卒、ご理解、ご協力のほど賜りますよう、お願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2022年12月22日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

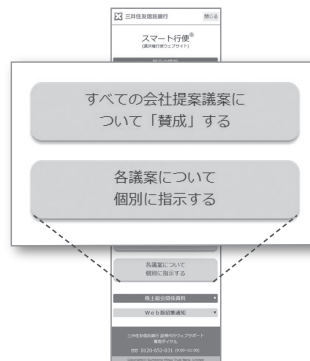


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**「スマート行使」での議決権行使は1回に
限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



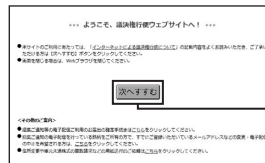
※議決権行使書はイメージです。

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

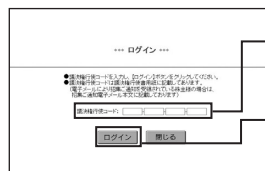
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと位置づけ、業績に裏付けされた利益配分を安定的且つ継続的に行うことを基本に、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金80円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は70,131,040円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款の変更をするとともに、過去の株券電子化における定款の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主名簿管理人）</u></p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第9条 （現行通り）</p> <p>2 （現行通り）</p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネット開示することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>3 <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	<u>再任</u> かりや じゅん 苅谷 純 (1958年1月11日生)	1985年4月 当社入社 1996年6月 取締役 1996年10月 シーリング事業本部長 1998年10月 常務取締役 1998年10月 経営企画室長兼東京支店統括部長 1999年7月 東京支店副支店長兼経営企画室長兼営業本部長 2003年4月 経営企画室長兼防水建材事業本部長 2003年6月 代表取締役社長 2020年12月 代表取締役会長(現任)	26,545株
2	<u>再任</u> かつまた けん 勝 又 健 (1968年11月13日生)	1992年8月 当社入社 2015年12月 取締役 2016年12月 第1営業部長兼たてもの改装部担当兼経営戦略室長 2017年6月 たてもの改装部担当兼経営戦略室長 2018年11月 社長室長兼経営企画室長兼経営戦略室長兼たてもの改装部担当 2018年12月 (株)塩谷商会(現(株)マサルファシリティーズ) 取締役 2020年12月 代表取締役社長(現任) 2021年9月 (株)マサルファシリティーズ 常務取締役(現任)	11,600株
3	<u>再任</u> くりがみ えつ ろう 操 上 悦 郎 (1963年3月30日生)	1989年3月 当社入社 2003年6月 取締役 2004年4月 シーリング事業本部副本部長兼シーリング事業本部一部 長 2008年4月 シーリング・防水事業部長兼工事統括・協力企業育成担 当兼営業本部・安全環境本部担当 2010年4月 経営企画室長兼営業統括室部長 2013年6月 取締役副社長(現任) 2016年10月 営業統括担当(現任)	10,800株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
4	<u>再任</u> やま さき えいいちろう 山 崎 栄 一 郎 (1962年10月19日生)	1986年 4月 当社入社 2006年 6月 取締役 2009年 4月 シーリング・防水事業部長兼経営企画室長兼工事統括・協力企業育成担当 2011年 4月 開発営業部担当兼工務部担当兼安全環境部担当 2011年 7月 (株)塩谷商会(現(株)マサルファシリティーズ) 代表取締役社長(現任) 2012年 4月 たてもの改装部担当 2015年10月 経営戦略室担当 2015年12月 常務取締役 2018年11月 社長室担当 2020年12月 専務取締役(現任) 2020年12月 社長室長(現任)	4,200株
5	<u>再任</u> こん どう まさ ひろ 近 藤 雅 広 (1961年 8月28日生)	1985年 4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行)入行 2013年 9月 当社へ出向 2013年 9月 管理本部部长 2014年10月 執行役員 2015年10月 社長室長兼管理本部部长 2015年12月 取締役(現任) 2017年 6月 社長室長兼経営企画室長兼内部監査室長兼管理本部部长 2018年11月 管理本部部长兼内部監査室長 2019年12月 (株)塩谷商会(現(株)マサルファシリティーズ) 監査役(現任) 2022年10月 管理本部部长兼内部監査室長兼ウェルネス推進室担当(現任)	9,700株
6	<u>再任</u> たか はし そういちろう 高 橋 聡 一 郎 (1967年10月7日生)	1989年 3月 当社入社 2013年 6月 執行役員 2014年 4月 第3営業部長兼経営企画室長兼内部監査室長 2015年12月 取締役(現任) 2016年10月 社長室副室長兼経営企画室長兼内部監査室長兼原価管理室長 2017年 6月 ソリューション事業部担当兼原価管理室長 2018年11月 第3営業部長兼安全環境部担当 2020年 4月 第2営業部長兼安全環境部担当 2021年10月 営業推進室長兼安全環境部担当兼横浜営業所担当(現任)	9,900株
7	<u>再任</u> の ぐち おさむ 野 口 修 (1961年 2月4日生)	1990年 1月 当社入社 2006年 4月 執行役員 2006年 4月 技術本部本部長 2018年11月 技術本部本部長兼第2営業部長 2018年12月 取締役(現任) 2020年 4月 技術本部本部長兼品質管理室部長 2021年10月 技術本部本部長兼品質管理室長兼営業推進室部長(現任)	8,200株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
8	再任 えびすや しん いち 蛭子屋 新一 (1966年8月28日生)	1992年4月 当社入社 2015年4月 執行役員 2015年10月 第1営業部長兼技術本部部長 2017年6月 ソリューション事業部長 2018年11月 第1営業部長兼生産管理部部長 2018年12月 取締役(現任) 2020年4月 第1営業部長 2021年10月 営業推進室部長兼生産計画部長(現任)	6,600株
9	再任 なな うみ さとる 七海 覚 (1959年10月24日生)	1982年4月 株木建設株式会社入社 2000年9月 同社企画営業部課長 2005年11月 同社千葉営業所所長 2007年7月 同社 退社 2008年1月 七海覚行政書士事務所を開設(現任) 2014年12月 当社補欠監査役 2015年12月 当社社外取締役(現任)	200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 七海 覚氏は、社外取締役候補者であります。
3. 七海 覚氏を社外取締役候補者とした理由は、建設業における長年の経験と豊富な知識を活かし、当社グループへの経営の監視と有用な助言をさせていただいており、今後も客観的・中立的な立場からコンプライアンス、リスク管理等のガバナンスの維持・強化に貢献いただくことを期待できるものと判断したものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 七海 覚氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は七海 覚氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとしております。(ただし、当該保険契約は被保険者の業務の適正のための免責金額が設定されており、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項があります)。各候補者の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、七海 覚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

(ご参考) 役員のスキル・マトリックス

選任候補	現役位 (取締役は 候補者)	氏 名	企業経営 経営戦略	財務・会計 資本政策	コンプライ アンス リスク管理 ・法務	人事・人材	マーケ ティング 戦略	技術開発 戦略
取締役	代表取締役 会長	刈谷 純	○	○	○	○		
取締役	代表取締役 社長	勝又 健	○		○	○	○	
取締役	取締役 副社長	操上 悦郎	○				○	○
取締役	専務取締役	山崎 栄一郎	○			○	○	
取締役	取締役	近藤 雅広		○	○	○		
取締役	取締役	高橋 聡一郎					○	○
取締役	取締役	野口 修					○	○
取締役	取締役	蛭子屋 新一					○	○
社外取締役	社外取締役	七海 寛			○		○	
	～監査役～							
	常勤監査役	大木 信雄		○	○			
	社外監査役	近藤 忠憲		○				
	社外監査役	柴谷 晃			○			

(注) 当社は、取締役会の構成を定めるに当たり、経営環境や事業特性等に応じて取締役の有するスキル等を適切な形で組み合わせることとしております。上記は、当社の経営計画に照らし、各取締役が自ら備えるべきスキル等を特定した上で、その知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスであります。

(添付書類)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等に伴う行動制限や自粛が解除され消費者マインドが改善し、ペントアップ需要により個人消費が持ち直しました。一方、中国での新型コロナウイルス感染症による広範囲且つ長期的なロックダウンが世界経済のサプライチェーンにも大きな影響を与えた他、2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻が資源価格の高騰を招き、世界的にインフレが深刻化しました。また、為替相場が2022年4月以降、対ドルで円安基調を強め9月末には144円台まで値下がりしたことから輸入物価が値上がりし生産コストは上昇しました。円安により一部の商品の輸出は増加したものの、円安によるプラス効果は顕在化していません。これらの内外経済環境の影響により日本経済は成長率が鈍化しました。

建築業界では、当連結会計年度のゼネコン大手50社の建築受注が9.7%増の11兆3,703億円と増加するなど、大規模再開発の端境期から脱しつつあります。一方、首都圏の非居住用建物の着工床面積は約1,265万㎡と前年同期間比で約1.3%減少し、工事費予定額は約3兆3,187億円と前年同期間比で約5.4%減少しました。また、日本経済新聞社のオフィスビル賃貸料調査によると、足許の景気不安や在宅勤務の定着により企業がオフィス投資に慎重になり、2022年下期（9月時点）の東京のオフィス賃料が11年ぶりの下落幅となりました。今後も新築ビル竣工によるオフィス供給面積が増加することからオフィス需給が緩み、建設投資へ影響することが懸念されています。

このような経営環境のなか、2021年10月から2030年9月までの9カ年に及ぶ長期経営計画『～100年選ばれ続ける会社を目指す！～』のもと、急激に変容していく経営環境の中でも持続的な成長ができる総合専門工事会社となることを目指しております。テーマとして、1. 「ゼネコン上位10社でのシェアNo.1」、2. 「ROE15%」、3. 「成長性分野開拓」、を最終年度の達成目標として掲げ、SDGsへの取り組みも強化し長期的視野で着実な態勢整備と業務推進により業容の拡大、業績の向上を図っております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

初年度における各テーマの推進状況は以下の通りです。

1. 「ゼネコン上位10社でのシェアNo.1」

- (1) 営業力強化：新たな得意先獲得、デジタルベースのマーケティングによる直接受注顧客の開拓
- (2) 受注領域拡大：受注シェアの適正化、営業情報の集約化、ワンストップ営業による受注確保

2. 「ROE15%」

- (1) 生産性向上：協力会社との契約書類等電子化、電動ガンの普及活動
- (2) 現場力の強化：現場状況把握の深化と社員教育強化
- (3) 財務基盤の整備：資産整理によるバランスシート効率化、IR活動への取組み

3. 「成長性分野開拓」

成長性分野への進出、シナジー効果を生む分野拡大、環境に優しい洗浄剤の開発

前年度に続き、新築市場においては採算性が厳しい案件が多い状況下、特に採算性に留意した受注活動を行う一方、リニューアル市場では積極的な受注活動による収益確保に努めました。前年比減収減益となりました。次年度に向けて、採算性に留意しつつも新築市場、改修市場において積極的な受注活動に注力しております。また、改めて成長領域と捉えている直接受注市場の開拓に全社的に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、受注高は79億97百万円となりました。売上高につきましては69億59百万円となりました。利益につきましては営業利益1億98百万円、経常利益2億32百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1億91百万円となりました。

各事業の業績は、次のとおりであります。

(建設工事業)

売上高は61億60百万円となりました。営業利益につきましては、97百万円となりました。受注高につきましては、72億15百万円となりました。

(設備工事業)

売上高は8億円となりました。営業利益につきましては1億円となりました。受注高につきましては、7億81百万円となりました。

(参考) 当社の事業の状況は次のとおりです。

当期中の主な完成工事及び当期末の主な手持工事
(名称を一部簡略化しております。)

	当期中の主な完成工事	当期末の主な手持工事
新築防水工事	東京ミッドタウン八重洲 (株)竹中工務店	勝どき東地区第一種市街地再開発事業 施設建築物A1地区新築工事 (鹿島建設(株))
	九段会館テラス (鹿島建設(株))	虎ノ門一・二丁目地区A-1街区 (鹿島建設(株))
	ウェスティンホテル横浜 (株)竹中工務店	虎ノ門・麻布台地区市街地再開発事業 A街区 (清水建設(株))
	横濱ゲートタワー (鹿島建設(株))	三田三・四丁目地区再開発 複合棟 (株)大林組
	SHIROKANE The SKY (大林組・長谷工コーポレーションJV)	(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト (大成建設(株))
	ザ・パークハウス 高輪タワー (株)熊谷組	(仮称) 芝浦4丁目計画 (株)竹中工務店
改修工事	三井住友海上千葉ニュータウン センター高層西棟I期 (鹿島建設(株))	恵比寿ガーデンプレイス高層外壁補修 (鹿島建設(株))
	TBC O・C棟外壁調査改修工事 (株)竹中工務店	イオンタワー外壁改修工事 (鹿島建設(株))
	テレコムセンター5階屋上防水工事 (大成建設(株))	パシフィックガーデン茅ヶ崎 外壁改修工事 (株)竹中工務店
	大手町ビル屋上防水改修 (大成建設(株))	大崎ニューシティ4号館外装 シーリング更新工事 (大成建設(株))
		イヌイビルカチドキ外壁修繕工事 2022 (株)竹中工務店
直接受注工事	松竹大船ショッピングセンターA棟 屋上駐車場防水改修工事I期 (松竹(株))	ライオンズ東久留米フォレスト ウインド大規模修繕工事 (管理組合)
	学校法人マスタダ学院外壁改修工事 (学校法人マスタダ学院)	ノーバルコート大規模修繕工事 (施主直)
		ロゼオ水戸HC棟屋上防水更新工事 (投資法人)

受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
新築防水工事	2,263,505	3,002,367	2,285,442	2,980,430
改修工事	1,615,820	2,667,078	2,616,144	1,666,754
直接受注工事	493,037	1,546,464	1,259,056	780,444
合計	4,372,362	7,215,911	6,160,644	5,427,629

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- ② **設備投資の状況**
該当事項はありません。
- ③ **資金調達の状況**
該当事項はありません。
その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。
- ④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**
該当事項はありません。
- ⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**
該当事項はありません。
- ⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。
- ⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第64期 2019年9月期	第65期 2020年9月期	第66期 2021年9月期	第67期 2022年9月期
受 注 高 (千円)	8,842,818	8,167,558	8,103,641	7,997,465
売 上 高 (千円)	9,095,870	11,409,253	7,794,170	6,959,599
経 常 利 益 (千円)	514,485	643,147	418,451	232,940
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	366,151	417,824	321,656	191,409
1株当たり当期純利益 (円)	423.67	481.72	369.24	218.58
純 資 産 (千円)	3,870,943	4,157,546	4,372,407	4,453,227
総 資 産 (千円)	8,810,262	7,639,877	7,416,210	6,544,767

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第64期 2019年9月期	第65期 2020年9月期	第66期 2021年9月期	第67期 2022年9月期
受 注 高 (千円)	7,724,172	7,622,790	6,941,458	7,215,911
売 上 高 (千円)	8,139,177	10,729,351	6,900,149	6,160,611
経 常 利 益 (千円)	421,904	577,629	323,697	164,563
当 期 純 利 益 (千円)	282,730	372,455	221,971	156,393
1株当たり当期純利益 (円)	327.15	429.41	254.81	178.60
純 資 産 (千円)	3,743,658	3,984,891	4,100,067	4,145,872
総 資 産 (千円)	8,292,464	6,985,579	6,756,710	6,113,173

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社マサルファシリティーズ	90,000千円	100%	空調・冷暖房・給排水等の設備工事

(4) 対処すべき課題

当社グループは以下の3点を主な対処すべき課題と認識しております。

- ① 営業力強化
- ② 生産性向上
- ③ 成長性分野への進出

これらの経営課題に対して、以下の経営施策を着実に実行し、業容拡大、収益確保を図ってまいります。

- ① 営業力強化：差別化した提案営業、ワンストップ営業、新規得意先開拓
- ② 生産性向上：ティール組織確立による最適配置、予実管理の徹底、現場サポート体制構築とDX推進
- ③ 成長性分野への進出：新たな事業領域への進出、シナジー効果を生む領域開拓

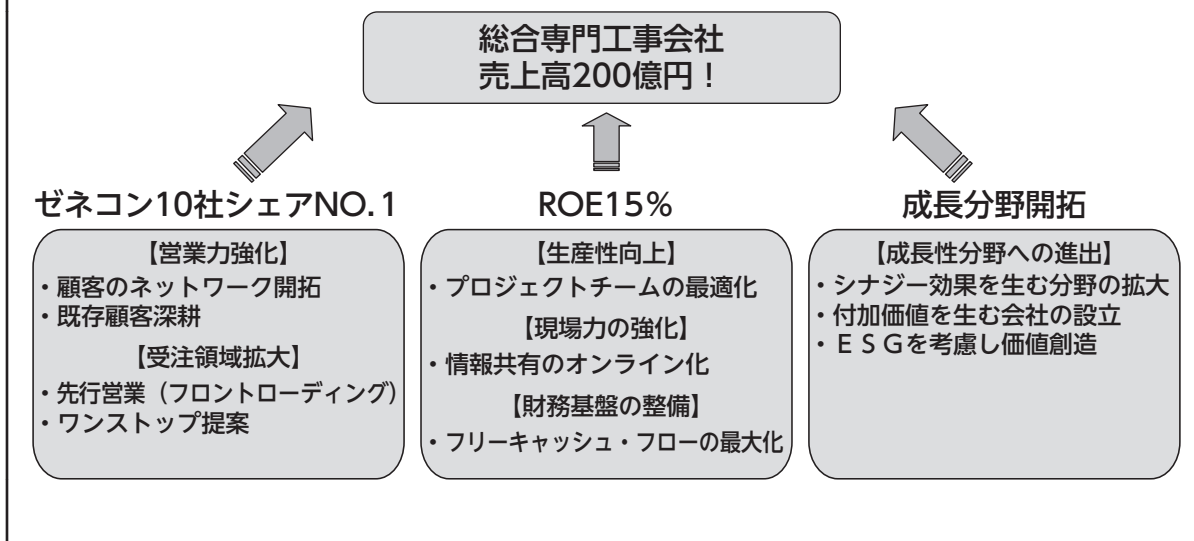
更に、長期経営計画方針に基づき、企業価値を向上させるべく戦略的に「成長－Growth」を目指すと同時に、持続的な成長ができるように内部統制を充実させ「健全化－Soundness」を堅持すべく、コンプライアンスの徹底、モニタリングの強化を図る等、全てのステークホルダーから信頼を得られるよう鋭意努力してまいります。

(5) 長期経営計画について

長期経営計画（2021年10月～2030年9月）を策定し、スタートしております。

長期経営計画方針（2021年10月～2030年9月）
～ 100年選ばれ続ける会社を目指す！～

株式会社マサルグループは、経営理念に基づき社会的責務を果たすべく、SDGsへの取り組みも強化し、全てのステークホルダーから信頼され、持続的に成長、発展する企業を目指します。長期経営計画では挑戦的な3つのテーマを掲げ、長期的視野で着実な体制整備と業務推進により業容の拡大、業績の向上を図り、100年選ばれ続ける会社を目指します。



(9) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	188,040千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	62,500
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	40,850
株 式 会 社 り そ な 銀 行	8,692
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	8,650
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	3,400

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 3,460,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 901,151株 |
| ③ 株主数 | 959名 |

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 操 上	145,000株	16.54%
株 式 会 社 苅 谷	59,900	6.83
化 研 マ テ リ ア ル 株 式 会 社	43,100	4.92
マ サ ル 協 力 企 業 持 株 会	41,240	4.70
苅 谷 純	26,545	3.03
野 口 興 産 株 式 会 社	26,420	3.01
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	25,840	2.95
マ サ ル 従 業 員 持 株 会	20,805	2.37
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	17,730	2.02
株 式 会 社 フ ロ ン テ ィ ア	15,460	1.76

- (注) 1. 当社は自己株式 (24,513株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	2,400株	6名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3) ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	荻 谷 純	
代表取締役社長	勝 又 健	(株)マサルファシリティーズ 常務取締役
取締役副社長	操 上 悦 郎	営業統括担当
専務取締役	山 崎 栄 一 郎	社長室長 (株)マサルファシリティーズ 代表取締役社長
取 締 役	近 藤 雅 広	管理本部長 兼 内部監査室長 (株)マサルファシリティーズ 監査役
取 締 役	高 橋 聡 一 郎	営業推進室長 兼 安全環境部担当 兼 横浜営業所担当
取 締 役	野 口 修	技術本部本部長 兼 品質管理室長 兼 営業推進室部長
取 締 役	蛭 子 屋 新 一	営業推進室部長 兼 生産計画部長
取 締 役	七 海 覚	行政書士 七海覚行政書士事務所 代表
常 勤 監 査 役	大 木 信 雄	
監 査 役	近 藤 忠 憲	税理士 近藤会計事務所 所長
監 査 役	柴 谷 晃	弁護士 新八重洲法律事務所 (株)日本ハウスホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 取締役七海覚氏は社外取締役であります。
2. 監査役近藤忠憲氏及び監査役柴谷晃氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役大木信雄氏及び監査役近藤忠憲氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役大木信雄氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わってまいりました。
・監査役近藤忠憲氏は、税理士の資格を有しております。
4. 監査役柴谷晃氏は、弁護士の資格を有しており企業法務等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役七海覚氏、監査役近藤忠憲氏及び柴谷晃氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

6. 当事業年度末日の翌日以降における担当の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
近 藤 雅 広	管理本部長 兼 内部監査室長	管理本部長 兼 内部監査室長 兼 ウェルネス推進室担当	2022年10月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10,000千円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は各監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとしております。ただし、当該保険契約は被保険者の業務の適正のための免責金額が設定されており、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項があります。

被保険者の範囲は以下のとおりであります。

- ・ 取締役、監査役
- ・ 執行役員
- ・ 会社法上の重要な使用人

なお、その保険料については全額会社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬につきましては、取締役会において報告される年間の業務執行内容等を参考にした評価を任意の報酬委員会に諮問し、その答申を受け役位ごとに個々の固定報酬額を決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動型報酬制度につきましては、取締役の報酬と業績等との連動を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることにも繋がると考え導入しております。業績連動報酬の額、算定方法につきましては、取締役会の諮問を受けた任意の報酬委員会の答申を尊重して決議される「マサルグループ取締役・執行役員業績連動型報酬制度」において定められております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

株式報酬制度につきましては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。個々の付与株数、譲渡制限解除時期等の個別契約内容の詳細については取締役会で決定いたします。

d. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は毎月支給しております。業績連動報酬を支給する場合は、年1回、12月に支払います。非金銭報酬等である譲渡制限付株式は、定時株主総会後の取締役会において詳細を決議し、毎年一定の時期に支給いたします。

e. 報酬等の決定に関する事項

取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された限度額の範囲内で、任意の報酬委員会に諮問し、その答申を尊重して取締役会で決定されております。なお、報酬委員会は代表取締役社長及び管理本部長並びに独立役員で構成されております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	142,700 (4,200)	118,119 (4,200)	17,132 (-)	7,449 (-)	9 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,280 (7,140)	14,280 (7,140)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	156,980 (11,340)	132,399 (11,340)	17,132 (-)	7,449 (-)	12 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬は、業績連動報酬計上前の単体経常利益額を基準とする業績係数を基にして決定しております。当事業年度における当該業績連動報酬に係る実績については、183,684千円であります。
3. 非金銭報酬等の総額は当事業年度に費用計上した額であります。内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2008年6月開催の第52回定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名であります。
 なお、2017年12月開催の第62回定時株主総会において当該報酬限度額の範囲内で取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として年額15,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は1名）であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月開催の第52回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役	七 海 覚	七海覚行政書士事務所	代表
監査役	近 藤 忠 憲	近藤会計事務所	所長
監査役	柴 谷 晃	新八重洲法律事務所 (株)日本ハウスホールディングス	弁護士 社外取締役

(注) 社外取締役及び社外監査役の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 七 海 覚	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 建設業における長年の経験と豊富な知識を活かし、客観的で広範かつ高度な視野から公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 近 藤 忠 憲	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。 税理士として主に会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 柴 谷 晃	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。 弁護士として主に法務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 Mooreみらい監査法人

- (注) 1. 当社の監査法人でありました東陽監査法人は、2021年12月24日開催の第66期定時株主総会終結後の時をもって退任いたしました。
2. Moore至誠監査法人は、2022年7月1日付をもって、きさらぎ監査法人と合併し、Mooreみらい監査法人となりました。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出拠出などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。不再任については特に定めておりません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社の全ての役員及び社員は、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底するとともに、法令や規程の重大な違反等の問題が発生した場合には、取締役及び関係する執行役員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議において、速やかに必要な検討と対応を実施します。
- ロ. 取締役会は、取締役会規程に則り、会社の業務執行の意思決定を行います。
- ハ. 取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役会に報告します。
- ニ. 取締役は、取締役及び関係する執行役員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議においては、問題発生の未然防止に努めるとともに、コンプライアンスの周知・啓蒙、リスク管理及び内部統制構築と推進等で重要な役割を担います。
- ホ. 監査役は、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督します。また、監査体制の充実を図ります。
- ヘ. 内部統制室は、法令遵守、リスク管理、内部統制システム等を監査役と連携して整備し運用します。内部監査室は各部門に対し業務執行の適正性及び効率性について監査し、改善に向けた提言を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 株主総会、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、稟議規程等に基づき決裁を行った文書について、法令及び社内諸規程に基づき作成、保存ができるよう文書管理規程を整備しています。また、必要に応じて、取締役、監査役等の閲覧要請があった場合に備え、適切かつ確実に検索できる状態で保存・管理を行います。
- ロ. これらの管理責任者は管理本部長とします。
- ハ. 監査役は、取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況について監査します。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行を効率的に行うための体制として、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催します。また、原則として定例取締役会を開催する週を除く毎週、取締役及び関係する執行役員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議を開催します。
- ロ. 取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程においてその責任の所在、執行手続を定め、効率的に職務の執行が行われる体制を整備します。
- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役と執行役員及び部長職又はそれに準ずる者を構成員とする幹部会会議を毎月1回開催し、業務執行の迅速化・徹底とともに経営の監督機能強化を図ります。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 業務遂行から生じる様々なリスクを管理するため、社内諸規程を整備し、主要なリスクについては継続的に監視します。全社のリスクに関する管理責任者を管理本部長とし、各部門の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施します。
- ロ. リスク管理責任者は、取締役会、幹部会会議等の場を通じ総括的、横断的なリスク管理を行い、経営の健全性、株主の利益、社会的信用の向上を図ります。
- ハ. 内部監査室は、コンプライアンスも含めた全社の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。また、具体的な個別事案の検証を通じて全社体制の適切性に関するレビューを実施します。なお、現場監査においては、指摘事項の改善状況を監視します。
- ニ. リスクを発見した場合、又は発生する恐れのある事実を発見した場合には、直ちに代表取締役、部門長、管理責任者に報告します。
- ホ. 重大、緊急又は不測の事態が発生し、又はその恐れがある場合には、遅滞なくリスク対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する体制を整えます。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業行動規範」に準じた規範を定め、各社にあったコンプライアンス体制を構築、運用します。
- ロ. 内部統制室長は、グループ各社に対し、関係会社管理規程、内部監査規程に基づき諸規程が法令及び定款に適合していることを確認します。

- ハ. グループ各社の経営管理及び内部統制を行うため、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項の決定に関して当社への報告を求めるほか、当社内部監査室が毎月1回グループ会社に対して行う内部監査にてコンプライアンスを含めた日常的なリスク管理状況の監査を行います。
 - ニ. グループ会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、各社にて取締役会を月1回開催するほか、当社に準じた規程を整備し、業務執行の迅速化を図ります。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項**
監査役は、必要に応じて取締役会の承認の上で補助すべき社員を置くことができるものとします。
- ⑦ **前号の社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- イ. 監査役が補助すべき社員を置く場合には、その監査役補助者の任命・解任・人事考課・処遇・人事異動等の改定については、監査役全員の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。
 - ロ. 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼任しないものとします。
- ⑧ **取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- イ. 取締役及び社員は、監査役の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況の報告をします。
 - ロ. 取締役及び社員は、法定の事項に加え当社グループに重大な影響を及ぼす事項、またその恐れのある事実、内部監査の実施状況及びリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、コンプライアンス上の重要な事項等を監査役に対して直ちに報告します。
 - ハ. 内部通報制度規程を適切に運用し、法令違反やその他コンプライアンス上の問題について、内部監査室長・監査役への適時・適切な報告体制を確保し、また、内部通報を行った者に対する不利な取り扱いを禁止するものとします。
 - ニ. 監査が効率的且つ効果的に行われるために、内部監査室との連携及び会計監査人からの監査結果等の報告及び説明を通じて、内部統制システムの状況を監視、検証する体制を確保するものとします。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役は、代表取締役と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
- ロ. 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に報告を求めます。
- ハ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。
- ニ. 監査役会は、適宜開催し、監査役間の意見及び情報の交換を行います。
- ホ. 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認められる場合には、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自の判断で起用できるものとします。
- ヘ. 監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後、速やかに処理します。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① **取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- イ. 企業行動規範を制定し、全ての役員及び社員に対し法令及び定款を遵守して行動するように徹底しております。
- ロ. 内部通報制度を整備し、全ての役員及び社員の職務執行における法令違反について早期発見と是正を図っております。

② **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- イ. 「リスク管理基本規程」に従って、当社に関わるリスクの識別、分析を行い適切な対応を行っております。
- ロ. 内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしております。

③ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。

④ **監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 代表取締役と監査役会は定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
- ロ. また、監査役は、会計監査人と四半期ごとに情報交換を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,043,588	流 動 負 債	1,926,400
現金及び預金	1,802,163	支払手形・工事未払金	532,729
受取手形・完成工事未収入金	884,589	電子記録債務	343,197
契約資産	828,076	1年以内返済予定の長期借入金	192,434
電子記録債権	230,451	未払法人税等	34,595
未成工事支出金	1,077,064	未成工事受入金	469,565
材料貯蔵品	7,238	リース債務	1,581
その他	214,880	賞与引当金	79,688
貸倒引当金	△875	役員賞与引当金	24,524
固 定 資 産	1,501,178	完成工事補償引当金	16,048
有 形 固 定 資 産	1,062,026	工事損失引当金	600
建物	655,894	その他	231,436
機械装置	819	固 定 負 債	165,140
工具器具・備品	4,021	長期借入金	119,698
土地	399,007	リース債務	3,822
リース資産	2,283	長期未払金	41,620
無 形 固 定 資 産	22,226	負 債 合 計	2,091,540
ソフトウェア	19,106	純 資 産 の 部	
リース資産	3,120	株 主 資 本	4,466,111
投 資 そ の 他 の 資 産	416,925	資本金	885,697
投資有価証券	92,700	資本剰余金	1,264,171
長期貸付金	8,630	利益剰余金	2,388,505
保険積立金	193,628	自己株式	△72,262
繰延税金資産	55,364	その他の包括利益累計額	△12,884
その他	138,956	その他有価証券評価差額金	△12,884
貸倒引当金	△72,354	純 資 産 合 計	4,453,227
資 産 合 計	6,544,767	負 債 純 資 産 合 計	6,544,767

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2021年10月 1 日から
2022年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		6,959,599
完 成 工 事 原 価		5,733,237
完 成 工 事 総 利 益		1,226,361
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,027,859
営 業 利 益		198,502
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	159	
受 取 配 当 金	1,873	
技 術 指 導 料	12,843	
保 険 解 約 返 戻 金	16,593	
そ の 他	6,502	37,972
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,240	
そ の 他	1,293	3,534
経 常 利 益		232,940
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,509	
固 定 資 産 売 却 益	83,272	84,781
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	540	
固 定 資 産 売 却 損	4,541	5,081
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		312,640
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	81,535	
法 人 税 等 調 整 額	39,695	121,231
当 期 純 利 益		191,409
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		191,409

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月 1 日から
2022年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	885,697	1,263,960	2,306,182	△83,859	4,371,980
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△109,087		△109,087
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			191,409		191,409
自 己 株 式 の 取 得				△191	△191
自 己 株 式 の 処 分		211		11,788	12,000
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	211	82,322	11,597	94,130
当 期 末 残 高	885,697	1,264,171	2,388,505	△72,262	4,466,111

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	426	426	4,372,407
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△109,087
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			191,409
自 己 株 式 の 取 得			△191
自 己 株 式 の 処 分			12,000
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	△13,311	△13,311	△13,311
当 期 変 動 額 合 計	△13,311	△13,311	80,819
当 期 末 残 高	△12,884	△12,884	4,453,227

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社マサルファシリティーズ

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度の末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法

材料貯蔵品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ニ. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づいて計上しております。

ホ. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは主に工事契約を締結しております。当該契約のうち長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合について基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価回収基準を適用しております。なお、契約期間がごく短い又は金額的重要性が乏しい工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来工事契約に関して、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用してはりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足することが見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の完成工事高は346,188千円増加、完成工事原価は346,188千円増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「受取賃貸料」(当連結会計年度 1,307千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり履行義務が充足され、進捗度に基づき認識した完成工事高及び工事損失引当金)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務が充足され、進捗度に基づき認識した完成工事高	879,893千円
工事損失引当金	600千円

(注) 「会計方針の変更に関する注記(収益認識に関する会計基準等の適用)」に記載のとおり、工事契約に係る収益認識について、当連結会計年度の期首から会計方針を変更しております。なお、当連結会計年度に完成した工事に係る完成工事高は除いております。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事収益総額及び工事原価総額の見積りにつきましては、工事着工段階において実行予算を編成し、着工後の各期末においては工事の現況を踏まえて見直しを実施しており、工事進行基準による完成工事高については、工事原価総額を基礎として当連結会計年度末までの実際発生原価に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて算定しております。

また、工事原価総額が工事収益総額を超過すると合理的に見積もることができる場合においては、損失見込額を工事損失引当金として計上しております。

当該見積りは、今後の工事の進捗に伴い、施工中の工法の変更や施工範囲の変更等に伴う設計変更・追加契約の締結・資材・外注費等にかかる市況の変動及び天候等の気候変動による工事の遅延等による外注費の増減等によって影響を受ける可能性があり、翌連結事業年度の連結計算書類において、完成工事高及び工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記の完成工事高には履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないため、原価回収基準により認識した収益金額は含んでおりません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 82,335千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	901,151株	一株	一株	901,151株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	28,455株	58株	4,000株	24,513株

(注) 自己株式の減少株式数4,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の処分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年12月24日開催の第66回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 109,087千円
- ・ 1株当たり配当額 125.0円
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 2022年12月23日開催の第67回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 70,131千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 80.0円
- ・ 基準日 2022年9月30日
- ・ 効力発生日 2022年12月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、余裕資金を効率的に運用するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形・完成工事未収入金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取締役に対し貸付けを行っております。

支払手形・工事未払金及び電子記録債務は、短期間で決済されるものであります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年10か月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引を行う場合は、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は管理本部が行い、月次の取引実績は、担当役員まで報告されます。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	92,700	92,700	—
(2) 長期貸付金	8,630	8,515	△114
資産計	101,330	101,215	△114
(3) 1年以内返済予定の長期借入金	192,434	192,335	△98
(4) 長期借入金	119,698	119,452	△245
負債計	312,132	311,787	△344

(注) 「現金及び預金」「受取手形・完成工事未収入金」「電子記録債権」「支払手形・工事未払金」「電子記録債務」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	92,700	—	—	92,700

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
長期貸付金	—	8,515	—	8,515
資産計	—	8,515	—	8,515
1年以内返済予定の 長期借入金	—	192,335	—	192,335
長期借入金	—	119,452	—	119,452
負債計	—	311,787	—	311,787

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年以内返済予定の長期借入金、長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものについては、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	建設工事業	設備工事業	
売上高			
一時点で移転される財	5,333,828	306,215	5,640,044
一定の期間にわたり移転される財	826,687	492,868	1,319,555
顧客との契約から生じる収益	6,160,516	799,083	6,959,599

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「(5) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,038,747
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	826,228
契約資産(期首残高)	531,845
契約資産(期末残高)	828,076
契約負債(期首残高)	580,479
契約負債(期末残高)	469,565

- (注) 1. 契約資産は、工事契約について期末日時点で履行義務を充足しているが、未請求の財またはサービスに係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は対価に対する権利が請求可能になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。
2. 契約負債は、主に顧客との工事請負契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、539,100千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の主な事業ごとの総額は、以下のとおりであります。残存履行義務については概ね5年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

	当連結会計年度
建設工事業	827,528千円
設備工事	623,896千円
合 計	1,451,424千円

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 5,079円89銭
- (2) 1株当たり当期純利益 218円58銭

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。なお、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益への影響はありません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当社グループへの新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、現時点で軽微ではありますが、今後も引き続き注視してまいります。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,416,387	流 動 負 債	1,812,169
現金及び預金	1,390,502	支払手形	7,800
受取手形	57,460	電子記録債権	343,197
電子記録債権	210,863	工事未払金	478,433
完成工事未収入金	766,203	1年以内返済予定の長期借入金	182,438
契約資産	705,238	未払金	42,403
未成工事支出金	1,065,512	未払費用	10,739
材料貯蔵品	7,238	未払法人税等	25,898
その他の	214,241	未成工事受入金	469,565
貸倒引当金	△875	リース債権	1,581
固 定 資 産	1,696,786	賞与引当金	55,038
有 形 固 定 資 産	1,024,574	役員賞与引当金	17,132
建物	625,081	完成工事補償引当金	16,048
機械装置	644	工事損失引当金	600
工具器具・備品	3,899	その他の	161,293
土地	392,666	固 定 負 債	155,132
リース資産	2,283	長期借入金	109,690
無 形 固 定 資 産	21,778	リース債権	3,822
ソフトウェア	18,658	長期未払金	41,620
リース資産	3,120	負 債 合 計	1,967,301
投 資 そ の 他 の 資 産	650,433	純 資 産 の 部	
投資有価証券	92,700	株 主 資 本	4,158,756
関係会社株式	255,844	資本金	885,697
長期貸付金	8,630	資本剰余金	1,264,171
保険積立金	189,594	資本準備金	1,261,600
繰延税金資産	41,969	その他資本剰余金	2,571
その他の	134,049	利 益 剰 余 金	2,081,150
貸倒引当金	△72,354	利益準備金	93,000
資 産 合 計	6,113,173	その他利益剰余金	1,988,150
		別途積立金	291,508
		繰越利益剰余金	1,696,641
		自 己 株 式	△72,262
		評価・換算差額等	△12,884
		その他有価証券評価差額金	△12,884
		純 資 産 合 計	4,145,872
		負 債 純 資 産 合 計	6,113,173

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
完 成 工 事 高		6,160,611
完 成 工 事 原 価		5,098,836
完 成 工 事 総 利 益		1,061,774
販売費及び一般管理費		964,079
営 業 利 益		97,694
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	153	
受 取 配 当 金	34,453	
保 険 解 約 返 戻 金	16,593	
技 術 指 導 料	12,843	
そ の 他	6,183	70,227
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,064	
そ の 他	1,293	3,358
経 常 利 益		164,563
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,509	
固 定 資 産 売 却 益	83,272	84,781
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	540	
固 定 資 産 売 却 損	4,541	5,081
税 引 前 当 期 純 利 益		244,264
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	61,916	
法 人 税 等 調 整 額	25,954	87,870
当 期 純 利 益		156,393

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	885,697	1,261,600	2,360	1,263,960	93,000	291,508	1,649,334	2,033,843
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△109,087	△109,087
当 期 純 利 益							156,393	156,393
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			211	211				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	211	211	—	—	47,306	47,306
当 期 末 残 高	885,697	1,261,600	2,571	1,264,171	93,000	291,508	1,696,641	2,081,150

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△83,859	4,099,640	426	426	4,100,067
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△109,087			△109,087
当 期 純 利 益		156,393			156,393
自 己 株 式 の 取 得	△191	△191			△191
自 己 株 式 の 処 分	11,788	12,000			12,000
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			△13,311	△13,311	△13,311
当 期 変 動 額 合 計	11,597	59,115	△13,311	△13,311	45,804
当 期 末 残 高	△72,262	4,158,756	△12,884	△12,884	4,145,872

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式 移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法

材料貯蔵品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給額を計上しております。

④ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づいて計上しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるために、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は主に工事契約を締結しております。当該契約のうち長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合について基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価回収基準を適用しております。なお、契約期間がごく短い又は金額の重要性が乏しい工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来工事契約に関して、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足することが見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の完成工事高は346,188千円増加し、完成工事原価が346,188千円増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「受取賃貸料」(当事業年度 1,307千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり履行義務が充足され、進捗度に基づき認識した完成工事高及び工事損失引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務が充足され、進捗度に基づき認識した完成工事高	480,499千円
工事損失引当金	600千円

(注) 「会計方針の変更に関する注記(収益認識に関する会計基準等の適用)」に記載のとおり、工事契約に係る収益認識について、当事業年度の期首から会計方針を変更しております。なお、当事業年度に完成した工事に係る完成工事高は除いております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事収益総額及び工事原価総額の見積りにつきましても、工事着工段階において実行予算を編成し、着工後の各期末においては工事の現況を踏まえて見直しを実施しており、工事進行基準による完成工事高については、工事原価総額を基礎として当事業年度末までの実際発生原価に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて算定しております。

また、工事原価総額が工事収益総額を超過すると合理的に見積もることができる場合においては、損失見込額を工事損失引当金として計上しております。

当該見積りは、今後の工事の進捗に伴い、施工中の工法の変更や施工範囲の変更等に伴う設計変更・追加契約の締結・資材・外注費等にかかる市況の変動及び天候等の気候変動による工事の遅延等による外注費の増減等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、完成工事高及び工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記の完成工事高には履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないため、原価回収基準により認識した収益金額は含んでおりません。

5. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 71,729千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権 | |
| 短期金銭債権 | 57千円 |
| (3) 取締役に対する金銭債権 | |
| 金銭債権 | 10,238千円 |

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

完成工事高 95千円

完成工事原価 1,460千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 24,513株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 269千円

賞与引当金 16,852千円

役員賞与引当金 5,245千円

完成工事補償引当金 4,914千円

工事損失引当金 183千円

未払事業税 3,761千円

未払法定福利費 3,272千円

会員権貸倒引当金 22,153千円

譲渡制限付株式 15,958千円

未払役員退職慰労金 12,744千円

その他有価証券評価差額金 5,686千円

その他 14,284千円

小計 105,325千円

評価性引当額 △63,355千円

繰延税金資産合計 41,969千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,729円29銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 178円60銭 |

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。なお、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益への影響はありません。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

連結注記表にあります(追加情報)に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月16日

株式会社マサル
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	浅 井	清 澄
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	丸 山	清 志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マサルの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マサル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月16日

株式会社マサル
取締役会 御中

Moore みらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	浅 井	清 澄
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	丸 山	清 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マサルの2021年10月1日から2022年9月30日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務等の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Moo reみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Moo reみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月17日

株式会社マサル 監査役会

常勤監査役 大 木 信 雄 ⑩

社外監査役 近 藤 忠 憲 ⑩

社外監査役 柴 谷 晃 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図



日時

2022年12月23日(金曜日)
午前10時(開場：午前9時30分)

会場

東京都江東区佐賀1-9-14
マサル本社ビル
株式会社マサル本社

交通のご案内

東西線／大江戸線 門前仲町駅
…3番出口より徒歩約10分

半蔵門線 水天宮前駅
…2番出口より隅田川大橋方面へ徒歩約10分

日比谷線／東西線 茅場町駅
…4b出口より永代橋方面へ徒歩約12分

都営バス／東京駅
…丸の内北口から錦糸町駅前行きに乗車
(東20又は東22)
乗車時間：約14分
「佐賀一丁目」下車徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。